

**地域活性化ビジョンに係る共生社会の実現の具体化事業
「バリアフリー&おもてなしマップ」作成業務委託仕様書**

1 業務の名称

地域活性化ビジョンに係る共生社会の実現の具体化事業「バリアフリー&おもてなしマップ」作成業務

2 目的

愛知県では、「アジア競技大会・アジアパラ競技大会を活用した地域活性化ビジョン」において「共生社会の実現」を目標5に掲げており、その具体化に向けた取組を進めている。

本業務では、ユニバーサル環境を整え、誰もが安全で快適に移動できるまちづくりにより地域活性化をすすめるため、2026年の第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の競技会場が所在する県内の自治体（以下、「会場自治体」という。）で競技会場周辺またはアクセスルート上の駅周辺のバリアフリー&おもてなしマップ（以下、「バリアフリーマップ」という。）を作成する。

3 契約の期間

契約締結日から2025年3月19日（水）まで

4 業務内容

会場自治体が自ら主体となってバリアフリーマップを作成することができるよう、下記（1）～（4）のと通りの業務を行う。

各業務内容の詳細については、受託者からの提案内容を加えて調整し、県が最終的な内容を決定する。

受託者は、会場自治体との調整等、バリアフリーマップ作成に必要な業務を行うとともに、業務に係る一切の経費を負担すること。

（1）説明会の開催

会場自治体がバリアフリーマップの作成を円滑に進めるために、下記ア～オのとおり説明会を実施する。

ア 開催日：6月12日（水）～14日（金）のうちいずれか1日（2時間程度）

イ 会場：愛知県庁東大手庁舎地下1階 大会議室※県で仮押さえ済み

ウ 参加対象：会場自治体職員及び参加を希望する県内自治体職員（計50名程度）

エ 内容

○バリアフリーマップの有用性の説明

○過去（東京2020大会等）のバリアフリーマップ作成の事例（制作物や活用・展開方法など）の説明

○本事業におけるバリアフリーマップの具体的な作成手段・流れの説明

オ その他

○講師を1名選定すること。なお、選定にあたっては、県と協議を行う。

(2) バリアフリーマップ作成支援

会場自治体が作成作業を通してバリアフリーマップの作成ノウハウを蓄積できるよう、下記ア、イのとおり支援を行う。

なお、支援にあたっては、会場自治体の意向を十分に反映させるよう努め、要望に対しては可能な限り対応すること。また、会場自治体からの要望や相談等は県に報告し、対応について協議すること。

ア 会場自治体のベースマップの作成

※ベースマップ…会場自治体がバリアフリーマップ作成の作業（情報収集や現地地点検等）をする際の基礎となるマップ。

○会場自治体が決定するバリアフリーマップの掲載地域を基に作成すること。

○会場自治体がバリアフリーマップ掲載地域を検討する際に、アドバイスや調整を行うこと。※掲載地域は1km四方以上とする。

○下記のとおり、凡例に用いるためのアイコンを作成し、ベースマップ上で切り貼り等の編集ができるようにすること。

また、凡例は日本語表記に加え、英語表記も行うこと。

〈アイコン〉スロープ、坂道、階段、各種多目的トイレ、Wi-Fi、エレベーター、音響信号、各種公共施設、休憩所、バス停、等。

※その他必要な情報がある場合は、必要に応じてアイコンを追加すること。

イ 会場自治体を実施する現地点検（まち歩き）の支援

○現地点検の事前準備（ルートの検討や事前の情報収集）についてもサポートを行うこと。

○現地点検の内容や実施方法等を会場自治体と検討し、サポートすること。なお、点検の内容や方法等について、障害当事者の意見等を反映できるよう工夫すること。

○情報の取りまとめについてサポートすること。

(3) バリアフリーマップ最終デザインの作成

会場自治体がまとめた情報を基にバリアフリーマップの最終デザインをそれぞれに作成すること。

○会場自治体が収集した情報は、可能な限りデザインに反映すること。

○最終デザインは、案の時点で県に提出し、その内容について調整すること。

○最終デザインデータは、今後、会場自治体で内容の更新が可能なものとし、データ形式については委託者と協議の上、決定する。

(4) 取組事例集の作成

今後委託者が、会場自治体以外の県内自治体に共有し、県内におけるバリアフリーマップ作成促進に活用する取組事例集を作成すること。内容は、本事業の取組をふまえ、バリアフリーマップ作成のノウハウが伝わるものとする。

【スケジュール】 ※会場自治体の進捗状況によって柔軟に進める。

6月中旬	説明会の開催
～7月中旬	ベースマップの作成
7～10月 (9～10月)	現地点検支援 (現地点検の実施)
～12月末	情報の取りまとめの支援
1～3月	最終デザインの作成
～3月	バリアフリーマップ・取組事例集完成

5 成果物の提出

本業務の成果物として、以下に提示した成果物を提出すること。

(1) 成果物

ア バリアフリーマップ

- ・ A 3判半面カラー印刷 2部及び電子データ一式

イ 取組事例集

- ・ A 4判カラー印刷 2部及び電子データ一式

ウ 業務完了報告書

- ・ A 4判カラー印刷 2部及び電子データ一式

※データ形式については委託者と調整すること

(2) 提出先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課（愛知県庁東大手庁舎 2階）

(3) 提出期限

2025年3月19日（水）

6 委託料の支払い

精算払いとする。

7 著作権の取扱い等

- (1) 本業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むすべての著作権は、検査完了の時をもって委託者に移転するものとする。また、受託者は本成果物に関して一切の著作権人格権を主張しないこととする。
- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができない。
- (3) 受託者は成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意することとする。
- (4) 本業務遂行にあたり使用する図表やデータ、画像などの著作権・利用権等に関する許可等の費用は契約金額に含まれるものとする。

- (5) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。

8 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、事業の実施・運営に際し、委託者や業務を遂行するにあたり関係する機関等との連携・調整を行うこと。
- (5) 開示情報等の取扱いについて、受託者は本業務に関して委託者が公開した情報及び本契約過程で生じた成果物等に関する情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、もしくは漏洩してはならない。(業務終了後も同様とする)
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の支持を受けて処理すること。
- (7) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には速やかに提出すること。
- (8) 愛知県財務規則、愛知県個人情報保護条例等の関係条例・規則等を熟知のうえ、これらに準じて業務遂行に当たること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、定めることとする。